

（午後4時00分～午後4時08分）

教育長 休憩を解き、再開いたします。

日程4 案件（1）諮第5号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」

教育長 案件（1）諮第5号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」を事務局より説明をお願いします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、諮第5号「香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について」の提案理由を申し上げます。
本案は、香芝市議会11月臨時会に提出いたします令和7年度香芝市一般会計補正予算第6号に関しまして、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を聴取するものでございます。
内容としましては、令和8年度以降に就学する児童生徒を対象とした標準服無償化事業において、保護者の負担を軽減することを目的に、香芝市立小中学校以外への就学児童生徒も対象とするため、標準服購入費補助金の追加補正となっております。
何とぞ慎重に御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
田中委員。

田中委員 増額されるという提案と承りましたが、それでよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 田中委員のおっしゃるとおりでございます。

田中委員 その理由として、予定されていた制服等の単価が上がっているとか、或るいは、予定されている対象の子どもさんの数が増えたとか、転入等で増える見込みがあるというようなことでしょうか。

教育長 陀安教育部次長。

陀安教育部次長 今回のこの80万円の補正というものは、給付の対象者を増やすという中身になります。その増やす対象者というのが、香芝市立以外の中学校に進学する子どもさんたちということになります。以上です。

田中委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、意見の聴取を終えたいと思います。

教育長 以上をもちまして、秘密会を終了します。

教育長 傍聴人の入場を認めたいと思います。

教育長 ここで暫時休憩いたします。

(午後4時08分 終了)